

さいたま市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和7年12月26日

さいたま市長

清野哲人

さいたま市規則第118号

さいたま市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の宿日直手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第3条 条例第24条第1項の規則で定める額は、その勤務1回につき、次に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる勤務については、<u>6,400円</u>（危機管理業務（事故、災害その他の不測の緊急事態の発生（そのおそれがある場合を含む。）に伴う情報収集等の業務で、市長が特に必要と認めるものをいう。）に係るものにあっては、8,000円）</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる勤務については、<u>22,500円</u>（条例第8条第1項に規定する指定管理職員及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の行うものにあっては、40,000円）</p> <p>(3) 前条第3号に掲げる勤務については、<u>6,300円</u></p>	<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第3条 条例第24条第1項の規則で定める額は、その勤務1回につき、次に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる勤務については、<u>6,200円</u>（危機管理業務（事故、災害その他の不測の緊急事態の発生（そのおそれがある場合を含む。）に伴う情報収集等の業務で、市長が特に必要と認めるものをいう。）に係るものにあっては、8,000円）</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる勤務については、<u>21,000円</u>（条例第8条第1項に規定する指定管理職員及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の行うものにあっては、40,000円）</p> <p>(3) 前条第3号に掲げる勤務については、<u>6,000円</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(適用)
- 2 この規則による改正後のさいたま市職員の宿日直手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(宿日直手当の内扱)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前のさいたま市職員の宿日直手当に関する規則の規定に基づいて支給された宿日直手当は、改正後の規則の規定による宿日直手当の内扱とみなす。